

奈良県公安委員会告示第167号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定に基づき、令和4年9月26日をもって、次のとおり運転免許取得者等教育の認定をしたので、同条第2項の規定に基づき公示する。

令和4年10月14日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

認定をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称	運転免許取得者等教育に使用する施設の所在地	運転免許取得者等教育の課程の区分	運転免許取得者等教育の課程の名称
名称：有限会社香芝自動車学校 住所：香芝市別所88番地1 代表者：吉崎明暢	香芝自動車学校	香芝市別所88番地1	運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習
名称：有限会社春日自動車学校 住所：奈良市肘塚町164番地 代表者：鴻野雅子	春日自動車学校	奈良市肘塚町164番地	規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習

<p>名称：奈良交通株式会社</p> <p>住所：奈良市大宮町一丁目1番25号</p> <p>代表者：森島和洋</p>	<p>奈良交通自動車教習所</p>	<p>大和郡山市井戸野町385番地</p>	<p>規則第1条第3号に掲げる課程</p>	<p>高齢者安全運転教育</p>
<p>名称：みやとドライバースクール</p> <p>住所：宇陀市榛原ひのき坂二丁目7番地の7</p> <p>代表者：金元吉幸</p>	<p>みやとドライバースクール</p>	<p>橿原市大垣町20番地の1</p>	<p>規則第1条第3号に掲げる課程</p>	<p>運転免許取得者等教育（3号課程）</p>
<p>名称：株式会社桜井自動車教習所</p> <p>住所：桜井市大字吉備295番地の1</p> <p>代表者：杉垣新平</p>	<p>桜井自動車教習所</p>	<p>桜井市大字吉備295番地の1</p>	<p>規則第1条第3号に掲げる課程</p>	<p>運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）</p>
<p>名称：一般財団法人奈良県交通安全協会</p> <p>住所：橿原市葛本町159番地</p> <p>代表者：岡本好央</p>	<p>橿原中央自動車学校</p>	<p>橿原市葛本町159番地</p>	<p>規則第1条第3号に掲げる課程</p>	<p>高齢者講習同等課程</p>
<p>名称：有限会社葛城自動車学校</p>	<p>葛城自動車学校</p>	<p>香芝市瓦口2226番地</p>	<p>規則第1条第3号に掲げる課程</p>	<p>高齢者講習</p>

住所：香芝市瓦口				
2226番地				
代表者：池原伸幸				